

駐車監視員活動ガイドライン

令和3年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|------------------------|--------|
| 最重点路線 | ◎ 最重点路線 | | |
| | 路線 (区間) | 重点時間帯 | |
| | 市道江川線 | (七番町北交差点～築地口交差点) | 7時～22時 |
| | 国道154号線 | (築地口交差点～ガーデン埠頭入口交差点) | 7時～22時 |
| | 市道名古屋環状線 | (小割通・中川区境～国道23号港陽インター) | 7時～22時 |
| | 国道154号線 | (築地口交差点～千歳交差点) | 7時～22時 |
| | ○ 重点路線 | | |
| | 路線 (区間) | 重点時間帯 | |
| | 市道東海橋線 | (紀左右衛門橋～明德橋) | 7時～22時 |
| | 金城埠頭線 | (稲永交差点～西稲永交差点) | 7時～22時 |
| 名古屋市道(甚兵衛通) | (西稲永交差点～宝神交差点～明正1丁目交差点) | 7時～22時 | |
| 県道名古屋第2環状線・県道港中川線、名古屋市道 | (稲永交差点～十一屋交差点～当知1丁目～小碓1丁目北交差点) | 7時～22時 | |
| 国道23号線 | (十一屋交差点～宝神交差点) | 7時～22時 | |

| | | | |
|-------|---------------|---|--------|
| 最重点地域 | ◎ 最重点地域 | | |
| | 地域 (町名) | 重点時間帯 | |
| | 築地口周辺地区 | ・名港・千鳥一丁目～二丁目・港楽・港栄・港陽 ・浜・入船 | 7時～22時 |
| | 当知住宅周辺地区 | ・当知三丁目、四丁目 | 7時～22時 |
| | ○ 重点地域 | | |
| | 地域 (町名) | 重点時間帯 | |
| | 小碓周辺地区 | ・川間町・小割通・当知町6丁目～8丁目・丸池町・小碓 ・須成町・新船町・川西通・明正・正保町・正徳町 | 7時～22時 |
| | 名古屋競馬場周辺地区 | ・当知一丁目、二丁目・入場・本宮新町・入場町・土古町 ・泰明町・東土古町・本宮町・寛政町・金船町・港北町 | 7時～22時 |
| | 宝神・十一屋周辺地区 | ・宝神・十一屋・神宮寺・善南町・油屋町・甚兵衛通・善進町 ・高木町・善北町・善進本町・惟信町・西川町・宝神町・多賀良浦町 | 7時～22時 |
| | 大手町周辺地区 | ・名四町・魁町・大手町・佐野町・砂美町・品川町 ・遠若町・築盛町・いろは町・中川本町・中之島通・幸町 | 7時～22時 |
| | 稲永周辺地区 | ・稲永・錦町・野跡 | 7時～22時 |
| | 東海通周辺地区 | ・津金・港明・辰巳町・七番町・新川町・南十番町 ・南十一番町・九番町・東海通 | 7時～22時 |
| | 木場団地周辺地区 | ・木場町 大江町周辺地区 ・大江町 | 7時～22時 |
| | 龍宮町周辺地区 | ・龍宮町・東築地町 | 7時～22時 |
| | 築三町周辺地区 | ・築三町1丁目～3丁目 | 7時～22時 |
| | ○ 自動二輪・原付重点地域 | | |
| | 地域 (町名) | 重点時間帯 | |
| | 地下鉄築地口駅周辺地区 | | 7時～17時 |

愛知県港警察署